

改正

平成25年3月28日告示第35号

平成26年3月28日告示第30号

平成27年3月27日告示第27号

平成28年3月25日告示第44号

令和元年9月25日告示第22号

(趣旨)

**第1条** この要綱は、建築物の地震に対する安全性の向上を図るため新温泉町内に存する住宅(国、県、市町村及びその関係機関が所有する住宅を除く。以下「住宅」という。)の耐震診断の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱における用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 建築物の地震に対する安全性を簡易な方法で評価することをいう。
- (2) 簡易耐震診断推進事業 次条に定める対象住宅について、新温泉町が耐震診断に関する事業計画を定め、耐震診断技術者を派遣し、耐震診断を行うことにより、住宅の地震に対する安全性の向上を図る事業をいう。
- (3) 戸建て住宅 一敷地に独立して建てられた戸建ての住宅をいう。
- (4) 共同住宅 複数の住戸が一棟に建築された住宅で、廊下・階段など複数の住宅世帯が使う共用部分を有するもの
- (5) 長屋住宅 壁を接して、又は共有して複数の住戸を並べて建てた一棟の住宅をいう。
- (6) 耐震診断技術者 兵庫県簡易耐震診断推進事業実施要領第2条で定める簡易耐震診断員で、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項による建築士事務所に所属する者。ただし、建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物についての耐震診断は、それぞれ当該各条に規定する建築士によるものとする。
- (7) 管理者等 建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第25条に規定される管理者又は同法第49条に規定される理事をいう。

(対象となる住宅の要件)

**第3条** 耐震診断技術者を派遣する対象となる住宅は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する建築確認を受けて建築されたもの。ただし、建築時期に都市計画区域外等の理由で建築確認が不要であったものについてはこの限りでない。
- (2) 延べ面積の過半を超える部分が居住の用に供されているもの
- (3) 次に掲げる工法以外で建てられたもの
  - ア 枠組壁工法
  - イ 丸太組工法
  - ウ 平成10年改正前の建築基準法第38条に規定する認定工法
- (4) 原則として、建築基準法に適合しているもの
- (5) 過去に、旧浜坂町及び旧温泉町が行った耐震診断事業の適用を受けていないもの

(事業の内容)

**第4条** 町長は、この要綱に基づき耐震診断を受けようとする所有者、管理者等(以下「申込者」という。)から次条に規定する申込みを受けた場合は、予算の範囲内で、当該住宅に対し申込者が選定する耐震診断技術者を派遣して耐震診断を行い、その結果を申込者に報告するものとする。

(申込手続)

**第5条** 申込者は、兵庫県が定める耐震診断技術者名簿から耐震診断技術者を選定し、簡易耐震診断申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に次の各号に定める書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 第2条第7号に規定される管理者等が申込みをする場合には、簡易耐震診断の申込み及び実施に関する証書(様式第2号)
- (2) 長屋住宅の申込みをする場合は、簡易耐震診断の申込み及び実施に関する同意書(様式第

3号)

(3) その他町長が必要と認める書類  
(耐震診断技術者の派遣の決定)

**第6条** 町長は、前条に規定する申込書を受理したときは、当該申込みの内容を審査し、耐震診断の実施を決定したときは、簡易耐震診断実施決定通知書(様式第4号。以下「決定通知書」という。)をもって当該申込者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定に基づき耐震診断の実施を決定する場合において、必要があると認めるときは条件を付することがある。

3 町長は、第1項に規定する審査の結果、耐震診断技術者を派遣しないことを決定したときは、その理由をつけて、簡易耐震診断実施要件不適合通知書(様式第5号)により当該申込者に通知するものとする。

4 町長は、第1項の規定による決定通知書の内容に変更が生じたと認めるときは、当該通知書の内容を変更することがある。

(経費及び申込者の費用負担)

**第7条** この事業に係る診断経費は、別表のとおりとし、その経費は町が支払う。

(耐震診断の着手)

**第8条** 町長は、申込書を受理し決定通知書を発した後、速やかに耐震診断技術者に派遣を依頼するものとする。

(耐震診断の取り止め)

**第9条** 申込者は、決定通知を受けた後、事情により耐震診断をとりやめるときは、簡易耐震診断実施決定辞退届(様式第6号)に次の各号に定める書類を添えて、決定通知を受けた日の翌日から15日以内に町長に届け出るものとする。

(1) 第2条第7号に規定される管理者等が届出をする場合、簡易耐震診断の辞退の届出に関する証書(様式第7号)

(2) 長屋住宅の場合は、簡易耐震診断の辞退の届出に関する同意書(様式第8号)

(3) その他町長が必要と認める書類

2 前項の届出があったときは、当該耐震診断の実施決定はなかったものとする。

(耐震診断の実施)

**第10条** 耐震診断技術者は、依頼のあった住宅に対し耐震診断を実施し、診断結果を町長に報告するものとする。

2 町長は、耐震診断技術者からの診断結果を申込者に報告するものとする。

(耐震診断の取消し)

**第11条** 町長は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、耐震診断技術者の耐震診断の決定を取り消すことがある。

(1) 虚偽の申込みその他不正行為により派遣の決定を受けたことが判明したとき。

(2) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 町長は、前項の規定に基づき耐震診断の決定を取り消したときは、その理由をつけて、簡易耐震診断実施決定取消通知書(様式第9号)により当該申込者に通知するものとする。

(守秘義務等)

**第12条** 耐震診断技術者は、耐震診断に関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 耐震診断技術者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 申込者に対し、不必要な診断、設計及び工事を勧めること。

(2) 処理を他に委託し、又は請け負わせること。

(3) その他耐震診断技術者としてふさわしくない行為を行うこと。

(その他)

**第13条** この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この告示は、平成17年10月1日から施行する。

**附 則** (平成25年3月28日告示第35号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則** (平成26年3月28日告示第30号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日告示第27号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日告示第44号）

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行前にされた処分その他の行為又はこの告示の施行前にされた申請に係る不作為についての不服申立ては、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月25日告示第22号）

（施行期日）

1 この告示は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行前にされた処分その他の行為又はこの告示の施行前にされた申請に係る不作為についての不服申立ては、なお従前の例による。

### 別表（第7条関係）

耐震診断経費 一棟当たり

建物・構造種別		一棟当たり診断経費	
戸建て住宅	木造	31,500円	
	非木造	63,500円	
長屋	木造	63,500円	
	R C造	1棟目	217,000円
		2棟目以降	155,000円
	鉄骨造	1棟目	114,000円
		2棟目以降	79,500円
	共同住宅	木造	63,500円
R C造		図面有り	217,000円
		図面なし	321,000円
		2棟目以降	155,000円
鉄骨造		1棟目	114,000円
		2棟目以降	79,500円